# 施術所における併設申告・取消手順書

1.00版



No.	改訂日	改訂箇所	改訂内容	版数
1	2024/11/5	-	初版作成	1.00

## 施術所等向け総合ポータルサイトへのログイン

1-1.トップページ上の「ログインはこちら」又は画面右上の「ログイン」を押下します。 ※ログイン時に必要なユーザー登録の方法は「ユーザー登録手順書」をご確認ください。



## 施術所等向け総合ポータルサイトへのログイン

1-2.ユーザー登録時に登録したユーザーIDとパスワードを入力し「ログイン」を押下します。 ※ログイン時に必要なユーザー登録の方法は「ユーザー登録手順書」をご確認ください。

施術所等向け総合ポータルサイト	お知らせ	よくある質問	ログイン
ログイン ユーザーID(原則メールアドレス) パスワード パスワードの再設定 アカウントがありませんか? 新規登録はこちら			



### 2.ログインをした後、トップページに戻り「各種申請」を押下します。





### 3.各種申請の一覧画面から「併設申告」を押下します。

ホーム > 業務 > マイナ資格確	認アプリ	検索	٩
カテゴリ	マイナ資格確認アプリ	てご海辺いただけます	
マイナ資格確認アプリ	さ知らせ <u>~</u>	<u>よくある質問・</u>	<u>利用開始申請</u> こちらからマイナ資格確認アプリの利 用開始申請を実施いただけます。
	詳細を表示	詳細を表示	詳細を表示
	運用開始日登録 こちらからマイナ資格確認アプリの運 用開始日を登録いただけます。	<u>助成金交付申請</u> こちらからマイナ資格確認アプリの助 成金を申請いただけます。	<u>交付決定通知書が ウンロード</u> こちらからマイナ資格確認アプリの助 成金の交付決定通知書をダウンロード いただけます。
	詳細を表示	詳細を表示	詳細を表示
	交付決定通知書がウンロート* こちらからマイナ資格確認アプリの助 成金の交付決定通知書をダウンロード いただけます。	利用終了・変更申請 こちらからマイナ資格確認アプリの利 用終了・利用変更を申請いただけま す。	併設申告 こちらから柔整・あはき併設申告・併 設申告取消を実施いただけます。
	詳細を表示	詳細を表示	詳細を表示

## 記事内にあるリンクから併設申告画面へ遷移

#### 4. 記事内にある、「併設申告はこちら」を押下しリンク先へ移動します。

#### 施術所の併設申告(「柔整」と「あはき」で1つの端末を兼用する場合)

オンライン資格確認(資格確認限定型)を施術所に導入いただくにあたり、

柔道整復師の施術所(以下、「柔整施術所」)とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所(以下、「あはき施術所」)を併設している施術所であって、両方の施術所として受領委任の 取扱いがある場合は、「施術所等向け総合ポータルサイト」から「併設申告」を行っていただくことで、1つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能となります。



令和6年12月2日以降、受領委任の取扱いのある施術所でのオンライン資格確認の導入が義務付けられることから、併設申告を行わない場合は、両方の施術所それぞれにオンライン資格確認を 導入いただく必要があります。

このため、併設している「柔整施術所」と「あはき施術所」で、施術管理者が同一である場合など、1つの端末を兼用したい場合は、併設申告を行ってください。

併設申告を行う場合は、まずは片方の施術所(主たる施術所)として、オンライン資格確認の利用開始申請までを済ませていただいた後、併設申告画面から、端末を準備しないもう一方の施術所 (従たる施術所)を申告してください。(従たる施術所の登録記号番号が必要です。)

併設申告を行い、主たる施術所でオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

※「柔整施術所」と「あはき施術所」のそれぞれで端末を準備される場合は、併設申告を行っていただく必要はありません。

※併設申告を行い、片方の主たる施術所として、オンライン資格確認の利用申請を行った場合は、資格確認結果検索画面において、どちらの施術所として資格確認行った結果であるのか区別することができません。 (柔整とあはきの資格確認結果を分けて閲覧したい場合は、併設申告は行わず、原則どおりそれぞれの施術所として、本ポータルサイトのユーザー登録および、マイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。)

併設申告・取消の方法については、以下の資料をご確認ください。

施術所における併設申告・取消手順書

#### 併設申告はこちら

※併設申告を行う場合は、併設申告を実施する施術所(主たる施術所)として利用開始申請が完了している必要があります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所としてオンライン資格確認(資格確認限定型)を導入することで、義務を果たしていることとなります。その場合、補助の対象もオンライン 資格確認を導入した1施設分となります。

#### <u>併設申告状況の確認・取消はこちら</u>

※併設申告をしたあとに、柔整とあはきの併設状況が解消された場合は、併設申告の取消を実施してください。 なお、柔整施術所とあはき施術所のそれぞれで端末を使い分けたい場合は、主たる施術所において併設申告の取消を実施前に、従たる施術所においてもオンライン資格確認が行えるよう、 施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録及びマイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。

Image

## **併設申告の同意をチェック** 5-1.「併設申告の同意」にチェックを入れてください。

併設元申請者の業態により入力項目が異なり ます。詳細はそれぞれ以下のページにおいて ご確認ください。

- 柔道整復師があん摩マッサージ指圧・はり・
   きゅうを併設先として申告する場合
   →9ページ
- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師
   が柔道整復を併設先として申告する場合
   →10ページ



### 併設申告の方法(柔道整復師による申請)

## 併設先情報の入力と施設の確認方法

5-2.併設先情報入力欄で必要な情報を入力します。

#### ●入力項目

併設先情報入力として、あん摩マッサージ指 圧・はり・きゅうの受領委任承諾通知書に記 載のある登録記号番号を数字10桁で入力して ください。

●施設の確認方法

- ▶施設の確認方法で①を選択した場合
- あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを行っている施術管理者(※)の生年月日(西暦)を入力し、「施設の確認」を押下します。 ※施術管理者とは、併設先情報に表示されている登録記号番号を保有する施術者を指します。

▶施設の確認方法で②を選択した場合

- あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの受領 委任承諾通知書のスキャン又は写真を添付し ます。
  - 受領委任承諾通知書は地方厚生(支)局から通知 されます。
  - 添付ファイル形式はPDF/PNG/Excelとし、上限 100MBまでのデータ容量となります。

#### 併設先情報入力欄

以下の例を参考に、下記の項目をご入力ください。

- 例:受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄に【01234587-8-9】と記載されている場合
- \*入力項目(登録記号番号10桁(半角数字・ハイフン無し)をご入力ください)

0690000100

### ~(併設先の施術所情報が表示されます)~

#### \*施設の確認方法 💡

併設申告にあたり、なりすましがないか等、併設先施設の確認が必要となります。 🗙 併設先施設の確認方法について、以下の選択肢からお選びください。

○ 支払基金または地方厚生(支)局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。

2○ 書類を添付することで施設を確認します。※証拠書類の添付が必須となります。

#### 生年月日(西暦) 🔞

GD

施術管理者(施術所情報欄に表示されている登録記号番号の方)の生年月日を選択(入力)し、「施設の確認」ボタンを X 押下してください。 選択(入力)いただいた生年月日は施設の確認のみに使用されます。

施設の確認

書類の添付により施設の確認を行う場合は、以下の証拠書類を「添付ファイルを追加」ボタンよりアップロードしてください。

受領委任承諾通知書

### 併設申告の方法(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師による申請)

## 併設先情報の入力と施設の確認方法

- 5-2.併設先情報入力欄で必要な情報を入力します。 ●①入力項目
- 柔道整復の受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄の記載に沿って、「協」または「契」を選択してください。
- ●②入力項目
- 柔道整復の受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄の記載に沿って、登録記号番号を数字9桁で入力してください。
- ●施設の確認方法
- ▶施設の確認方法で(a)を選択した場合
- 柔道整復を行っている施術管理者(※)の生年月日 (西暦)を入力し、「施設の確認」を押下します。 ※施術管理者とは、併設先情報に表示されている 登録記号番号を保有する施術者を指します。
- ▶施設の確認方法で(b)を選択した場合
- 柔道整復の受領委任承諾通知書のスキャン又は写真 を添付します。
  - 受領委任承諾通知書は地方厚生(支)局から通知され ます。
  - 添付ファイル形式はPDF/PNG/Excelとし、上限100MB までのデータ容量となります。

#### 併設先情報入力欄

以下の例を参考に、下記の項目をご入力ください。

例:受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄に【契0123458-7-8】と記載されている場合

#### \*① 入力項目 🔞

上記例【契0123458-7-8】の「契」に該当する箇所から、協または契をお選びください。 🗶

#### 契 \*② 入力項目 🚱

【契0123458-7-8】の数字部分9桁をご入力ください(ハイフン無し)。 🗙

227890180

#### ~ (併設先の施術所情報が表示されます)~

#### \*施設の確認方法 😮

併設申告にあたり、なりすましがないか等、併設先施設の確認が必要となります。 🗙 併設先施設の確認方法について、以下の選択肢からお選びください。

支払基金または地方厚生(支)局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。

 唐類を添付することで施設を確認します。※証拠書類の添付が必須となります。

#### 生年月日(西暦) 💡

а

```
施術管理者(施術所情報欄に表示されている登録記号番号の方)の生年月日を選択(入力)し、「施設の確認」ボタンを
「押下してください。
資択(入力)いただいた生年月日は施設の確認のみに使用されます。
```

施設の確認

書類の添付により施設の確認を行う場合は、以下の証拠書類を「添付ファイルを追加」ボタンよりアップロードしてください。

受領委任承諾通知書

## 入力内容を送信

5-3.必要な情報を全て入力した後、「送信」ボタンを押下します。

- 「送信」ボタンの下に必須情報としてボタンが存在する場合は、各ボタンを押下し必須情報を入力後、
   「送信」ボタンを押下してください。
- 必須情報を全て入力するとボタンは表示されなくなります。

併設申告	
こちらから施術所(柔道整復師、あん厚マッサージ 指圧師・はり師・きゅう師)併設申告を実施いただけます。 表示されている施術所情報に相違等がございましたら、登録記号番号が最新であるかご確認の上、各地方厚生(支)局のホーム ページをご確認いただき、必要な手続きを行ってください。	
必須項目を入力してくたさい。	(2)3411948 併設申告の同意 ① 入力項目 ② 入力項目 施設の確認方法

## 併設申告の入力内容確認画面

5-4.入力項目に不備等がなければ、確認画面に併設先の施術所情報が表示されます。 入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下します。

入力内容確認	×
以下の内容で併設申告します。 登録記号番号: 01234567-8-9 施術所名: あはき施術所 施設区分:施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう) 機関コード: 電話番号:00001234567 郵便番号:000-1234 住所:	
キャンセル	ок



6.併設申告の手続きが完了すると、併設元施術所で登録しているメールアドレス宛に、 from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jpより併設申告完了のメールが送付されます。 本メールが届きましたら、併設申告は完了となります。

> 施術所等向け総合ポータルサイトに係る併設申告について、 手続きが完了しましたので通知いたします。

施術所等向け総合ポータルサイトにログインの上、 マイナ資格確認アプリの「併設申告」メニューよりご確認ください。

■施術所等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf

## 記事内にあるリンクから併設確認・取消へ遷移

#### 7. 記事内にある、「併設申告状況の確認・取消はこちら」を押下しリンク先へ移動します。

#### 施術所の併設申告(「柔整」と「あはき」で1つの端末を兼用する場合)

オンライン資格確認(資格確認限定型)を施術所に導入いただくにあたり、

Image 柔道整復師の施術所(以下、「柔整施術所」)とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所(以下、「あはき施術所」)を併設している施術所であって、両方の施術所として受領委任の 取扱いがある場合は、「施術所等向は総合ポータルサイト」から「併設申告」を行っていただくことで、1つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能となります。



令和6年12月2日以降、受領委任の取扱いのある施術所でのオンライン資格確認の導入が義務付けられることから、併設申告を行わない場合は、両方の施術所それぞれにオンライン資格確認を 導入いただく必要があります。

このため、併設している「柔整施術所」と「あはき施術所」で、施術管理者が同一である場合など、1つの端末を兼用したい場合は、併設申告を行ってください。

併設申告を行う場合は、まずは片方の施術所(主たる施術所)として、オンライン資格確認の利用開始申請までを済ませていただいた後、併設申告画面から、端末を準備しないもう一方の施術所 (従たる施術所)を申告してください。(従たる施術所の登録記号番号が必要です。)

併設申告を行い、主たる施術所でオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

※「柔整施術所」と「あはき施術所」のそれぞれで端末を準備される場合は、併設申告を行っていただく必要はありません。

※併設申告を行い、片方の主たる施術所として、オンライン資格確認の利用申請を行った場合は、資格確認結果検索画面において、どちらの施術所として資格確認行った結果であるのか区別することができません。 (柔整とあはきの資格確認結果を分けて閲覧したい場合は、併設申告は行わず、原則どおりそれぞれの施術所として、本ポータルサイトのユーザー登録および、マイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。)

併設申告・取消の方法については、以下の資料をご確認ください。

施術所における併設申告・取消手順書

#### 併設申告はこちら

※併設申告を行う場合は、併設申告を実施する施術所(主たる施術所)として利用開始申請が完了している必要があります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所としてオンライン資格確認(資格確認限定型)を導入することで、義務を果たしていることとなります。その場合、補助の対象もオンライン 資格確認を導入した1施設分となります。

#### 併設申告状況の確認・取消はこちら

※併設申告をしたあとに、柔整とあはきの併設状況が解消された場合は、併設申告の取消を実施してください。 なお、柔整施術所とあはき施術所のそれぞれで端末を使い分けたい場合は、主たる施術所において併設申告の取消を実施前に、従たる施術所においてもオンライン資格確認が行えるよう、 施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録及びマイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。

## 併設先施術所情報の確認

#### 8-1.併設申告を行っている併設先の施術所情報が表示されます。

#### 併設先施術所情報確認ページ

このページでは施術所(柔道整復師、あん摩マッサージ 指圧師・はり師・きゅう師)併設申告における併設施術所情報の確認や併設申告の取消を行うことができます。

#### ●併設先施術所情報

現在供設甲告を行っている供設先施術所の情報を確認いただけます。表示されている施術所情報に相違等がございましたら、登録記号番号が最新であるかご確認の上、各地方厚生 (支)局のホームページをご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

併設申告日	登録記号番号 へ	施術所名	氏名	機関コード 廃止年月日
2024-10-08	06900001-0-0	A施術所	あん摩太郎	0680000003
2024-10-08	06900003-0-0	B施術所	はり 花子	0680000003

## 併設申告の取消画面

8-2.併設申告の取消を行う場合は、併設先施術所情報確認ページ内にある「併設申告取消の同意」にチェックを入れ、「併設申告取消」ボタンを押下します。

併設申告を取り消す場合とは、柔道整復又はあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうどちらかのみの施術しか取り扱わなくなった場合や、それぞれの業態で端末を使い分けたい場合を想定しております。

●併設申告の	取消
既に申請済みの併設申	ちを取り消す場合に実施します。
-455A	
□ ・併設申告取消の同意	
併設申告取消	-

## 併設申告の取消画面

8-3. 確認画面が表示されます。 併設申告を取り消してよければ、「OK」ボタンを押下します。



## 併設申告の取消完了画面

8-4.併設申告の取消が完了すると以下の画面が表示されます。



## 併設申告取消完了メール

9.併設申告取消の手続きが完了すると、併設元施術所と併設先施術所で登録しているそれぞ れのメールアドレス宛に、from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jpより併設申告取消完 了のメールが送付されます。本メールが届きましたら、併設申告取消は完了となります。 ※併設先施術所へのメールは、併設先施術所で施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録を完了 している場合のみ送付されます。

> 施術所等向け総合ポータルサイトに係る併設申告について、 併設取消手続きが完了しましたので通知いたします。

■施術所等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf